

■教育積立郵便貯金規定

1 取扱郵便局等の範囲

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第3条第1項において「整備法」といいます。）附則第5条第1項第6号の教育積立郵便貯金（以下「この貯金」といいます。）は、特に取り扱わないことを当機構所定の方法により公表した郵便局等（郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局をいいます。以下同じとします。）以外の郵便局等において払戻しができます。

2 通帳の交付

この貯金の通帳の交付を受けた場合は、所定の印鑑欄に印章を押してください。ただし、当機構が特に必要と認める場合に限り、印鑑欄に署名することにより、印章の押印に代えることができます。

3 据置期間が経過した後における貯金等

- (1) この貯金は、整備法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法の規定に基づき、据置期間の経過後4年を経過したときは通常郵便貯金になります。
- (2) この貯金の払戻金の払渡しを受けようとするときは、通帳の所定の欄に記名押印（又は署名）し、郵便局等に提出して請求してください。この場合、当機構所定の方法により払い渡します。
- (3) 前項の場合において、払い渡されていない貯金又は利子があるときは、その金額を記載した払戻証書を当機構所定の方法により発行しこれを請求人に交付します。
- (4) この貯金の払戻しの請求による払戻金の全部を払戻証書により受けようとするときは、通帳に貯金の全部払戻しを請求する旨を記入し、かつ、記名押印（又は署名）し、郵便局等に提出してください。
- (5) この貯金の全部払戻しの請求による払戻金については、当機構が支障がないと認めるときは、前項の規定により発行した払戻証書による払渡しに代えて、指定した株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金に振り替えてする預入の取扱いを請求することができます。
- (6) 前項の取扱いを受けようとするときは、通帳に貯金の全部払戻しを請求する旨を記入し、かつ、記名押印（又は署名）し、この貯金の通帳に株式会社ゆうちょ銀行の通常貯金の通帳を添えて郵便局等に提出してください。
- (7) 第2項、第4項及び前項により通帳の所定の欄に使用された印影（又は署名）をこの貯金の通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当機構、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び簡易局受託者は責任を負いません。
- (8) 通常郵便貯金については、本規定に定めるほか、通常郵便貯金規定により取り扱います。

4 据置期間の経過後 4 年経過する日の前日までの利子

- (1) この貯金の利子は、最初の預入の月からこの貯金が通常郵便貯金となる日（以下この条及び次条において「期間経過日」といいます。）の属する月（最初の預入の月（最初の預入の日が月の初日である場合を除きます。）の応当月に該当しないときは期間経過日の前日の属する月）の前月までの月数及び据置期間に応じて日本郵政公社が定めた利率によって計算し、期間経過日の前日を区切り、元金に加えます。
- (2) この貯金の利子は、月割で計算し、付利単位は10円とします。利子の金額は、円未満は切り捨てます。
- (3) この貯金の利子は、毎年最初の預入の月の応当月の前月（期間経過日の属する月が最初の預入の月の応当月に該当しないときは、期間経過日の前日の属する月（最初の預入の日が月の初日であるものにあつては、期間経過日の属する月）の前月とし、払戻しの月が最初の預入の月の応当月又は期間経過日の属する月に該当しないときは、その払戻しの月の前月とします。）を利子計算基準月とし、最初の預入の月又はその応当月から次の利子計算基準月までの利子を前項の方法により計算し、その金額に1銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、元金にこの利子を組み入れたものを次の利子の計算における元金として計算します。

5 期間経過日以降の利子

通常郵便貯金規定第2条（利子）の規定を適用します。

6 規定の適用

この貯金には、本規定のほか、「郵便貯金共通規定」及び「定額郵便貯金等共通規定」が適用されます。

7 規定の改定

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を郵便局等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

この規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 9 月 30 日から実施します。